

○環境省告示第五十四号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん（一・四―ジオキサンの検定に係るものは除く。）<u>、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）若しくは廃水銀等を処分するために処理したもの</u>又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起らない材質のもの。以下同じ。）を用いてる過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん（一・四―ジオキサンの検定に係るものを除く。）<u>若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）</u>又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起らない材質のもの。以下同じ。）を用いてる過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p>

試料 (略)

試料 (略)

備考 (略)	<p>試料液</p> <p>イ 埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあつては、試料(単位グラム)と溶媒(水(日本工業規格K〇五五七(一九九八)に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。)) (単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>ロ〜ニ (略)</p>
備考 (略)	<p>試料液</p> <p>イ 埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあつては、試料(単位グラム)と溶媒(水(日本工業規格K〇五五七(一九九八)に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。)) (単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>ロ〜ニ (略)</p>